

単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

6 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行った場合

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 184単位

(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 274単位

(3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 365単位

(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 456単位

(5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 548単位

(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 638単位

(7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 730単位

(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 815単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,170単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,816単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

っては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

6 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費
(新設)

イ 所要時間 1 時間未満の場合 183単位

ロ 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 273単位

ハ 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 364単位

ニ 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 455単位

ホ 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 546単位

ヘ 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 636単位

ト 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 728単位

チ 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 813単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

リ 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,493単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,168単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,814単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,498単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 184単位

(2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位

(3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 365単位

(4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 456単位

(5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 548単位

(6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 638単位

(7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 730単位

(8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 815単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,170単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,816単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,498単位に所要時

ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,496単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(新設)

間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注1 イについては、区分4（区分省令第1条第5号に掲げる区分4をいう。以下同じ。）以上に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（指定障害福祉サービス基準第2条第9号に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者、共生型重度訪問介護（指定障害福祉サービス基準第43条の3に規定する共生型重度訪問介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「共生型重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共生型重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（指定障害福祉サービス基準第2条第14号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者（以下「重度訪問介護従業者」という。）が、居宅又は外出時において重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）、共生型重度訪問介護又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

2 イについては、平成18年9月30日において現に日常生活支援（この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169

注1 区分4（区分省令第1条第5号に掲げる区分4をいう。以下同じ。）以上に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2並びに第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（3において「指定重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者（注7及び注10において「重度訪問介護従業者」という。）が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

2 平成18年9月30日において現に日常生活支援（この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）別表介護給

号)別表介護給付費等単位数表(2)において「旧介護給付費等単位数表」という。)の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

2の2 ロについては、注1の(1)又は(2)に掲げる者であって、区分6(区分省令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。

(1)・(2) (略)

3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100

付費等単位数表(2)において「旧介護給付費等単位数表」という。)の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

(新設)

(1)・(2) (略)

3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第1項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6(区分省令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当する者に